

消防デジタル無線談合・「全国初の県内一斉住民監査請求」

「4億2101万6400円を返せ」の実施について

くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク
 寺町知正 携帯
 名古屋市民オンブズマン(代表・滝田誠一)
 全国市民オンブズマン連絡会議(事務局長・新海聡)

- 2017年2月の公取委の課徴金納付命令と全国オンブズの見解と対応(新海)
 - 同命令に関する全国状況、消防庁及び自治体の対応(内田)
 - 岐阜県内の今回の7消防本部の概況や対応(寺町)
 - 監査請求の組立の説明(違約金20%)、契約が10%の場合も20%を求める理由(滝田)
 - 今後の見込みと展望(新海)
- (出席)弁護士「新海聡、滝田誠一、福島正人、浮葉遼」、事務局「内田隆」、「寺町知正」。

公正取引委員会 平成29年2月2日 (抜粋)

消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

公正取引委員会は、消防救急デジタル無線機器(注1)の製造販売業者に対し、**本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。**

(注1)「消防救急デジタル無線機器」とは、SCPC方式のデジタル通信方式により、260MHz帯の周波数帯を使用する「消防救急無線」(注2)のためのシステムを構成する基地局無線装置、無線回線制御装置、車載型無線装置、卓上型無線装置、携帯型無線装置、可搬型無線装置、遠隔制御装置及び管理監視制御装置をいう。

(注2)「消防救急無線」とは、電波法関係審査基準の別紙2第2の2(4)で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信で、消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのもの。

2 違反行為の概要 (詳細は別添排除措置命令書参照)

(1) 別表記載の**5社**は、遅くとも平成21年12月21日頃までに・・・特定消防救急デジタル無線機器について、**受注価格の低落防止等を図るため**

ア 納入予定メーカー(注4)を決定する

イ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨合意した。

(2) 5社は、当該合意の下に、5社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月頃までおおむね毎月開催し、・・・発注が本格化する平成24年4月頃以降は、おおむね3か月ごとに会合を開催し、一覧表を作成して、**納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして**

ア 納入を希望する者が1社のときは、その者を納入予定メーカーとするほか、納入希望者が複数社のときは、既設の状況、営業活動の状況、発注者の意向等を勘案して、納入希望者間の話し合いにより納入予定メーカーを決定する

イ 入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入

予定メーカー以外の者は、**納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない**などにより、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

(3) 5社は、特定消防救急デジタル無線機器について、**納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意**することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「**納入予定メーカー**」とは、**発注物件を自ら落札し、又は代理店等に落札させるなどして、自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器を納入すべき者。**

3 排除措置命令の概要

(1) 5社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の合意が消滅していることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(2) 5社は、前記(1)に基づいて**採った措置を、発注する市町村等に通知しなければならない。**

(3) 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器について、**納入予定メーカーを決定してはならない。**

・・・・・・**公正取引委員会の資料及び会社発表資料**などを整理・・・・・・

違反事業者及び課徴金額一覧

違反事業者名	課徴金額(万円)
株式会社富士通ゼネラル	480,000
日本電気株式会社	115,517
沖電気工業株式会社	24,381
日本無線株式会社	14,592
株式会社日立国際電気	—
合計	634,490

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数
5社	5社

課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
4社	63億4490万円

社告 / 2017年2月2日 **日本電気株式会社** (抜粋)
課徴金減免制度で**30%減額**され納付額: 11億5,517万円

社告 / 2017年2月2日 **株式会社日立国際電気** (抜粋)
課徴金減免制度の適用が認められ、課徴金は**全額免除**され

社告 / 平成29年2月2日 **日本無線株式会社** (抜粋)
納付すべき課徴金額 **1億4,592万円** **納付期限 平成29年9月4日** 再発防止に努め・・・

沖電気工業株式会 **平成29年2月2日** (**社告** 抜粋)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、**平成26年11月18日**に公正取引委員会の立入検査を受け、・・・・・・(略)・・・・・・
排除措置命令の概要 / 全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器の納入について、独占禁止法第3条の規定(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を取りやめていることを確認し、**今後同様の行為を行わないために必要な措置を講じる**ことなどを命じられました。

課徴金納付命令の概要 / **納付すべき課徴金の額: 2億4,381万円**

当社の対応 / 当社は、**再発防止策の徹底**とさらなるコンプライアンスの強化に努め・・・
業績への影響 / 独占禁止法関連損失引当金を計上しており業績予想への影響はありません。

全国の状況について 2017年2月2日「公正取引委員会」による「消防無線談合課徴金納付命令」にかかる消防デジタル無線談合（2018.03.04）

- 2017年2月2日に、公正取引委員会は消防救急デジタル無線機器談合に関し、5社249消防本部契約分で談合があったとして、4社236消防本部に対して課徴金納付命令を出した。
 （日立国際電気13消防本部は談合は認められたものの、課徴金は免除）
 うち富士通ゼネラル(129消防本部)は上記命令の取消を求めて提訴したが、
 沖電気(83消防本部)、日本電気(9消防本部)、日本無線(15消防本部)は確定した。
 （「日立国際電気」には課徴金納付命令がでなかったため、どれくらいの消防本部で談合をしたか、客観的な数字は不明）
- 全国市民オンブズマン連絡会議では、確定した沖電気・日本電気・日本無線について情報公開請求で契約書を入手した上で、住民監査請求を呼びかけている。
 現在、100近い自治体に契約書を情報公開請求済である。
- 上記3社契約分に関して、住民監査請求を行うのは今回の岐阜県内7消防本部がはじめてである。

- 2018年2月9日に消防庁防災情報室に確認したことは以下。
 ・違約金条項がある場合、各消防本部が業者に請求するよう通知済(昨年2月)
 ・違約金条項がない場合、損害額を各消防本部が算定するよう、全消防本部のとりまとめを情報提供(昨年11月)
 ・消防庁が直接業者と契約した分は法務省と協議中。年度内をめどに方針を確定予定
- 各自治体の状況(全国市民オンブズマン連絡会議 調べ)
 損害賠償金 受領済：野田市・千葉県・銚子市・砺波地域・丹波市・宇佐市・豊後大野市
 損害賠償金 請求済：長野市
 ※日立国際電気は課徴金を免れたが、談合を認めたため、名古屋市は損害賠償請求を行い受領済

岐阜県内のまとめ 消防デジタル無線談合・住民監査請求関連の基本情報

消防本部等名	構成自治体名	契約日(H年)	契約当事者	消防庁による自治体の回答集計「消防救急無線デジタル化整備契約等調査表」(2017年12月の開示文書)から抽出			契約書より抽出		住民監査請求における措置請求額 (円、税込) (一律に、契約金額の20%)	住民監査請求人	消防本部	名古屋市民オンブズマン・自治体アンケートの結果 (2月21日発送/3月1日までの回答を求めた) 【「公正取引委員会が摘発した消防デジタル無線談合」の契約上の請求権または民法上の損害賠償請求権行使について】 1、すでに請求した(日時、請求先) 2、今年3月5日までに請求する予定(請求先) 3、現在のところ具体的に請求する予定はない 4、その他(具体的に下記記載下さい)	入札参加業者 ●談合関連の業者 赤・中央電子光学 青・沖電気工業 緑・富士通ゼネラル、日本電気、日本無線、日立国際電気	消防本部
				製造業者	物件名	自治体が回答した違約金の割合	契約金額 (円、税込)	談合等の違約金の割合						
揖斐郡消防組合消防本部	揖斐川町・大野町	24.6.28	中央電子光学(株)大垣支店	沖電気工業(株)	消防・救急デジタル無線整備事業	10%	489,300,000	20%	97,860,000	1	揖斐	請求をすることを前提に入れて状況調査をします。	中央電子光学(株)大垣支店、沖電気工業(株)岐阜支店、末長電気(株)、(株)松岡電気商会、(株)富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部 (●以下、辞退) 日本電気(株)岐阜支店	揖斐
中濃消防組合消防本部	関市・美濃市	25.7.25	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル無線設備整備工事	10%	467,775,000	10%	93,555,000	2 (関・美濃)	中濃	契約の相手先が、公正取引委員会から命令を受けた製造販売業者ではなく特約店であることから、損害賠償請求先の特定、請求額等について十分検討する必要がある、弁護士等にも相談するとともに製造販売業者から聞き取りを行うなど、現在、損害賠償請求を行う方向で進めています。	中央電子光学(株)、沖電気工業(株)、 (●以下、辞退) NECネットエスアイ(株)中部支店、日本電気(株)岐阜支店、(株)日立国際電気中部支社、富士通(株)岐阜支店、(株)富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部、日本無線(株)中部支社	中濃
中津川市消防本部	中津川市	25.3.28	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル無線設備整備工事	10%	449,400,000	10%	89,880,000	1	中津川	現在検討中です。	中央電子光学(株) 沖電気工業(株)	中津川
下呂市消防本部	下呂市	23.9.2	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル無線整備工事	10%	343,350,000	20%	68,670,000	1	下呂	現在のところ、具体的に請求する予定はない。	中央電子光学(株)下呂支店 沖電気工業(株)岐阜支店	下呂
山県市消防本部	山県市	24.9.24	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル無線施設整備工事	10%	164,115,000	20%	32,823,000	1	山県	弁護士と協議中。	中央電子光学(株)、沖電気工業(株)岐阜支店、(株)富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)中部支社 (●以下、辞退) 富士通(株)岐阜支店、日本無線(株)中部支社、(株)東芝中部支社、日本電気(株)岐阜支店、(株)日立国際電気中部支社	山県
羽島郡広域連合消防本部	岐南町・笠松町	24.8.23	沖電気工業(株)岐阜支店	沖電気工業(株)	消防救急デジタル無線整備工事	10%	163,800,000	20%	32,760,000	1	羽島	沖電気工業に対して、今年3月中に違約金請求を行う予定です。なお、現在弁護士と相談中のため、回答を待ってから請求手続きを行います。	沖電気工業(株)岐阜支店、(株)富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部 (●以下、辞退) 日本電気(株)岐阜支店、中央電子光学(株)	羽島
岐阜市消防本部	岐阜市	23.9.16	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル携帯型無線装置 60機	20%	24,948,000	20%	4,989,600		岐阜	岐阜市におきましては、違約金又は賠償請求を行うこととしているが、契約相手方が代理人であることから、現在、請求先の特定及び請求額の検討を行っている。 なお、当該検討において、消防庁が行った「全国の消防救急デジタル化に係る契約等に関する調査」の取りまとめ結果を参考とする予定である。	中央電子光学(株)、アプロ通信(株)、(株)日写、旭映機(株)、(株)昭和電機、広中電機(株)、エヌアイ通信工業(株)、トキワ無線電気商会、(有)テック高電、共和通信(株)、イビデン産業(株)	岐阜
	岐阜市	24.11.16	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル車載型無線装置 1台 他1件	20%	1,375,500	20%	275,100				中央電子光学(株)、アプロ通信(株)、エヌアイ通信工業(株)、(株)昭和電機、(有)テック高電、小塩通信(株)、中部電子システム(株)岐阜営業所	
	岐阜市	25.7.19	中央電子光学(株)	沖電気工業(株)	消防救急デジタル車載型無線装置 1台	20%	1,018,500	20%	203,700				中央電子光学(株)、アプロ通信(株)、エヌアイ通信工業(株)、(株)昭和電機、(有)テック高電、弘中電機(株)、共和通信(株)	
	岐阜市合計		中央電子光学(株)	沖電気工業(株)			27,342,000	20%	5,468,400	1				
7消防の合計額						2,105,082,000		421,016,400	8					

● **監査請求の組立**の説明。 契約の違約金 **20%**の場合。同 **10%**の場合も **20%**とすること。

違約金 20%の場合。 **揖斐、下呂、山県、羽島、岐阜**・・・ 以下と同旨

住 民 監 査 請 求 書

平成30年3月5日

揖斐郡消防組合監査委員 殿

第1 監査請求の趣旨

監査委員は、消防組合管理者に対し、平成24年6月28日締結の消防・救急デジタル無線整備事業の工事請負契約に関し、**中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社から各自金9786万円を消防組合に返還させる**ための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

1 監査請求にかかる契約

揖斐郡消防組合は、消防・救急デジタル無線整備事業を**指名競争入札**の方法により発注した。これに対し、**中央電子光学株式会社大垣支店、沖電気工業株式会社岐阜支店**等計5社が入札し、その結果、中央電子光学大垣支店が、1回目の入札で、4億6600万円で落札した。そして、組合と中央電子光学大垣支店は、**平成24年6月28日**、下記内容の消防・救急デジタル無線整備事業の**工事請負契約を結んだ**。

イ **請負代金 4億8930万0000円（消費税込み）**

ロ 受注者に独占禁止法違反行為による**排除措置命令（47条の2第1項第1号）、あるいは課徴金納付命令（同項第2号）**が確定した場合、受注者は、発注者に対して、**合わせて請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない**（47条の3第1項、第2項）。

2 公正取引委員会による**排除措置命令及び課徴金納付命令** /・・・(略)・・・

3 組合の有する債権（1）**中央電子光学**に対する債権

(ア)請負契約に基づく**違約金請求権**

中央電子光学は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、**公正取引委員会の認定**によれば、「**入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する**」とされているところ、**中央電子工学はこの「代理店等」に該当し**、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されているから、実質的には、本件契約47条の3第1項、第2項に該当する。

よって、組合は、**中央電子光学**に対し、**請負代金額の10分の2である9786万円の違約金請求権を有する**。

(イ)不法行為による**損害賠償責任**

I 上記の通り、**中央電子光学**は、**沖電気工業**と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として、**不法行為責任を負う**。

II 当該不法行為によって組合が被った**損害額** / 本件契約47条の3第1項、第2項所定の定めは、**損害賠償額の予定の規定（民法420条1項）と解すべきである**から、当該不法行為によって組合が被った損害額は、**請負代金額の10分の2**である。大阪高裁平成22年8月24日判

決（平21（行コ）154号事件）も、本件約款と同趣旨の規定について、損害賠償額の予定の規定と解釈している。

III したがって、組合は、**中央電子工学**に対して、**請負代金額の10分の2である9786万円の損害賠償請求権を有する**。

(2)沖電気工業に対する債権

沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として**独占禁止法違反行為を行っていた者**である。

したがって、中央電子光学と同様、組合に対して**不法行為責任を負う(中央電子光学とは、共同不法行為となる)**。

沖電気工業は、中央電子光学との共同不法行為により組合に損害を与えたのだから、**沖電気工業**が組合に与えた損害額は、**中央電子工学**と同様に**9786万円**である。

したがって、組合は、**沖電気工業**に対して、**9786万円の損害賠償請求権を有する**。

第3 結論

以上の通り、**組合は、中央電子光学及び沖電気工業**に対して上述の債権を有しているにも関わらず、**何ら措置をとっていない**。よって、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

添付書類 / **平成29年（措）第1号排除措置命令書、工事請負契約書、工事請負仮契約書入札執行一覧表、平成29年（納）第3号課徴金納付命令書**

違約金 10%の場合。 **中濃、中津川**・・・ 前記に加え、以下と同旨が加わる

住 民 監 査 請 求 書

平成30年3月5日

中濃消防組合監査委員 殿

・・・(略)・・・

3 組合の有する債権

(1) **中央電子光学**に対する債権 (ア) 請負契約に基づく**違約金請求権**

イ **損害賠償額**について、51条3項は、**請負代金額の10分の1**に相当する額と定める。

しかし、**組合の周辺自治体（岐阜市、下呂市、山県市、揖斐郡、羽島郡）は**、同旨の規定について、損害賠償額を請負代金額の**10分の2**に相当する額と定める。**周辺自治体がかような規定をおいているのは、談合によって競争が実質的に制限され、その結果落札額が低額になった場合、自治体が被る損害額は請負代金額の20パーセントであると想定しているからである**。

このことは、組合においても異なるものではないから、本件談合によって組合が被った損害は、請負代金額の**20パーセントに相当する額**である。**50条3項でも、組合に同条第1項に定める以上の損害が生じた場合には、その超過分について賠償請求できる旨定めている**。

よって、組合は**中央電子光学**に対し、**請負代金額の10分の2である9355万5000円の違約金請求権を有する**。・・・(略)・・・

添付書類 / **平成29年（措）第1号排除措置命令書、工事請負契約書、工事請負仮契約書平成29年（納）第3号課徴金納付命令書**